

○印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例

平成 19 年 2 月 28 日
条 例 第 1 号

改正 平成 21 年 6 月 25 日 条例第 5 号	改正 平成 31 年 3 月 27 日 条例第 5 号
改正 平成 22 年 7 月 26 日 条例第 4 号	改正 令和元年 11 月 1 日 条例第 2 号
改正 平成 27 年 3 月 27 日 条例第 4 号	改正 令和 3 年 11 月 11 日 条例第 4 号
改正 平成 27 年 9 月 29 日 条例第 8 号	改正 令和 4 年 3 月 23 日 条例第 4 号
改正 平成 28 年 3 月 28 日 条例第 3 号	

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）
- 第 2 章 実施機関における個人情報の保護
 - 第 1 節 個人情報の適正な取扱いの確保（第 5 条―第 12 条）
 - 第 2 節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第 13 条―第 38 条）
- 第 3 章 救済手続等（第 39 条―第 41 条）
- 第 4 章 個人情報保護審査会（第 42 条―第 47 条）
- 第 5 章 事業者に対する指導、助言等（第 48 条―第 52 条）
- 第 6 章 雑則（第 53 条―第 56 条）
- 第 7 章 罰則（第 57 条―第 61 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の実施機関に対し、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求をする権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される組合行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで

きることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報に係るものをいう
- (8) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (9) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町（以下「構成市町」という。）の資料室その他図書、資料等を閲覧若しくは視聴に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されているものであって、一般に閲覧若しくは視聴させ、又は貸し出すことができるとされているもの
- (10) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等（個人情報保護法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (11) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
 - ア 専ら文章を作成するための処理
 - イ 専ら文章、図画又は写真の内容を記録するための処理
 - ウ 製版その他専ら印刷物を製作するための処理
 - エ 専ら文書、図画又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための

処理

(12) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力する責務を有する。

第2章 実施機関における個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

(保有個人情報取扱事務の届出)

第5条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するもの（以下「保有個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ（緊急かつやむを得ない場合にあつては、当該保有個人情報取扱事務を開始した日以後、速やかに）、次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 保有個人情報取扱事務の名称

(2) 保有個人情報取扱事務の目的

(3) 保有個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(4) 保有個人情報の対象者の範囲

(5) 保有個人情報の記録項目

(6) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た保有個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

3 管理者は、前2項の規定による届出を受けたときは、その旨を印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

4 管理者は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

5 前各項の規定は、実施機関の職員若しくは職員であった者に係る保有個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る保有個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、保有個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報のうち、信条に係る個人情報及び社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 審査会の意見を聴いた上で、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 他の実施機関から収集する場合において、当該実施機関から収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にあること等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

(7) 審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは保有個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

4 実施機関は、番号法第20条の規定による場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

（保有個人情報の利用の制限）

第7条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部で利用すること（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2 実施機関は、前項各号の規定により保有個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部で利用したときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することをしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項本文の規定により保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実施機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき又は本人に外部提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2 実施機関は、前項各号の規定により保有個人情報取扱事務に係る外部提供をしたときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による外部提供等)

第9条 実施機関は、法令に定めがあるとき又は公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときでなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を

実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により、外部提供をしてはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合による外部提供を新たに開始し、又はその内容を変更しようとするときは、法令に定めがある場合を除き、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 実施機関は、法令に定めがある場合において、オンライン結合による外部提供を新たに開始し、又はその内容を変更したときは、速やかに審査会に報告しなければならない。
- 4 実施機関は、オンライン結合により外部提供している保有個人情報に漏えいされ、若しくは不当に利用されているとき、若しくは漏えいされ、若しくは不当に利用されることが明白であるとき、又は保有個人情報を保護するためオンライン結合を遮断する必要があると認めるときは、当該オンライン結合を遮断するものとする。
- 5 実施機関は、前項の規定によりオンライン結合を遮断したとき、又は前項の規定により遮断したオンライン結合を再び接続し、オンライン結合による外部提供を再開したときは、遅滞なく審査会に報告しなければならない。

(正確性及び安全性の確保)

第10条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で保有個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。
- 3 実施機関は、安全確保の措置を講ずるため、保有個人情報管理責任者を置く。
- 4 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報取扱事務の委託をしたときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(指定管理者の指定に伴う措置)

第11条の2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により組合の公の施設の管理を行うものをいう。以下同じ。）

に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第12条 実施機関から保有個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）は、安全確保の措置を講じなければならない。

- 2 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては

ならない。

- 3 実施機関は、受託者における当該委託に係る保有個人情報の不適正な取扱いにより当該保有個人情報の本人の権利利益を侵害したことが明らかに認められる場合は、当該受託者に対して必要な措置を講ずることができる。

(指定管理者等の責務)

第12条の2 指定管理者は、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の管理する公の施設の業務に従事している者又は従事していた者は、当該公の施設の管理に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 実施機関は、指定管理者における公の施設の管理の業務に係る個人情報の不適正な取扱いにより当該個人情報の本人の権利利益を侵害したことが明らかに認められる場合は、当該指定管理者に対して必要な措置を講ずることができる。

第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(開示請求権)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己の保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求に係る保有個人情報が保有特定個人情報以外の保有個人情報である場合は、実施機関が特別の理由があると認めるときに限る。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所（代理人が開示請求をしようとする場合で、当該代理人が法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 代理人が開示請求をしようとする場合にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所
 - (3) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の

各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは他の条例の規定又はこれに類する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国又は県の機関の指示により、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者（第13条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。本号、次号、次条第2項及び第22条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に管内住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は独立地方行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

(7) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが本人の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に該当する部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 18 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個

個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前 2 項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定（前条の規定により開示請求を拒否するときの決定及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときの決定を除く。）をした場合において、当該保有個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、実施機関は、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 20 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、第 14 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 46 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 21 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 60 日（第 14 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、算入しない。）以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 22 条 開示請求に係る保有個人情報に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知

して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 19 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第 15 条第 2 号イ、第 3 号ただし書又は第 7 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 17 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定するときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下第 39 条及び第 40 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第 23 条 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受けるときは、自己が当該保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる当該保有個人情報が記録されている公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書、図画又は写真 閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録 閲覧、視聴、聴取、写しの交付その他の方法のうち、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法

3 開示請求に係る保有個人情報の開示をすることにより、当該保有個人情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

（開示請求及び開示の特例）

第 24 条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求書にかえ口頭にて開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報を開示するかどうかの決定をしないで、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

3 口頭による開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定

めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(開示手数料)

第 25 条 第 23 条第 2 項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 手数料は、保有個人情報の開示を行う際に徴収する。
- 3 既納の手数料は、還付しない。
- 4 管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求権)

第 26 条 何人も、開示決定により開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができる。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報が保有特定個人情報以外の保有個人情報である場合は、実施機関が特別の理由があると認めるときに限る。

(訂正請求の手続)

第 27 条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所（代理人が訂正請求をしようとする場合で、当該代理人が法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 代理人が訂正請求しようとする場合にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所
 - (3) 訂正請求をしようとする保有個人情報の開示を受けた日その他保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (4) 訂正を求める内容及び理由
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、自己が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 実施機関は、訂正請求をしようとする者に対し、当該訂正請求に係る個人情報に事実の誤りがあると認める根拠となる書類等の提出又は提示を求めることができる。
 - 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第 28 条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必

要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第 29 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 30 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 27 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第 31 条 訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日の翌日から起算して 60 日（第 27 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、算入しない。）以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について訂正決定等を行う期限

(保有個人情報の提供先への訂正決定の通知)

第 32 条 実施機関は、第 29 条第 1 項の決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第 33 条 何人も、自己の保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

る。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第6条の規定に違反して収集されているとき(番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているときを含む。)

イ 第7条第1項の規定に違反して目的外利用されているとき。

ウ 第7条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の提供の停止

ア 第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反して外部提供されているとき。

イ 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき

2 代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。ただし、当該利用停止請求に係る保有個人情報が保有特定個人情報以外の保有個人情報である場合は、実施機関が特別の理由があると認めるときに限る。

(利用停止請求の手続)

第34条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所(代理人が利用停止請求をしようとする場合で、当該代理人が法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 求める措置及び理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、自己が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求をしようとする者に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報が前条第1項各号のいずれかに該当すると認める根拠となる書類等の提出又は提示を求めることができる。

4 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第35条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)をしなければならない。ただし、当

該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第 36 条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部を利用停止するときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しないときは、利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 37 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 34 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 38 条 利用停止請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、利用停止請求があった日の翌日から起算して 60 日（第 34 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、算入しない。）以内にそのすべてについて利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について利用停止決定等を行う期限

第 3 章 救済手続等

(審査会への諮問)

第 39 条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)による審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 審査請求に対する裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容して訂正することとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(諮問をした旨の通知)

第40条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者及び利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第41条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する決定

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 個人情報保護審査会

(設置)

第42条 第39条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議のほか、この条例により付与された権限に属する事項を行うため、審査会を置く。

2 審査会は、委員3人を持って組織し、個人情報保護制度に関し優れた識見を有すると認めるもののうちから、管理者が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合、その補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員の報酬は、別に条例で定める。

(会長)

第43条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第44条 審査会の庶務は、事務局管理課で処理する。

(審査会の調査権限)

第45条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、その他適当と認める者に必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第46条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

- 2 審査会は、前条第3項及び第4項並びに前項の規定により審査会に提出された意見書又は資料について審査請求人等から閲覧又は複製の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めるものとする。

(調査及び審査手続の非公開)

第47条 審査会の行う調査及び審査の手続は、公開しない。

第5章 事業者に対する指導、助言等

(事業者の自主的対応のための指導及び助言)

第48条 管理者は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(説明又は資料の提出の要求)

第49条 管理者は、事業者における個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

第 50 条 管理者は、事業者における個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 51 条 管理者は、事業者が、第 49 条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、管理者は、あらかじめ、当該事業者に対し意見の聴取を行うとともに、審査会の意見を聴かなければならない。

(国等との協力)

第 52 条 管理者は、事業者における個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

第 6 章 雑則

(指定管理者の個人情報保護)

第 52 条の 2 指定管理者は、この条例の趣旨に則り、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の開示等に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導を行わなければならない。

(他の制度との調整)

第 52 条の 3 法令又は他の条例の規定により、自己の保有個人情報(保有特定個人の情報を除く。)の開示等を求めることができるときは、その定めるところによる。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 23 条第 2 項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例は、構成市町の図書館等において一般に閲覧若しくは視聴させ、又は貸し出すことができるとされている図書、資料等に記録されている個人情報については、適用しない。

(開示等の請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第 53 条 実施機関は、保有個人情報の開示等の請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示等の請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第 54 条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第 55 条 管理者は、毎年 1 回、この条例に基づく個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第 56 条 この条例の施行に関し、実施機関における個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者に対する指導、助言等について必要な事項は管理者が定める。

第 7 章 罰則

第 57 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて保有個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 指定管理者の管理する公の施設の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときも、前項と同様とする。

第 58 条 前条第 1 項に規定する者が、その事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前条第 2 項に規定する者が、その事務に関して知り得た当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも、前項と同様とする。

第 59 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第 60 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第 57 条又は第 58 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

第 61 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 25 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 26 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 3 月 23 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 9 月 29 日条例第 8 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 5 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 11 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日条例第 4 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 25 条第 1 項関係）

開示手数料

公文書の種類	開示の方法	手数料の額
文書、図画又は写真（マイクログフィルム、写真フィルム及びスライドを除く。）	閲覧	無料
	写しの交付	複写機（白黒）により写しを作成する場合は、用紙 1 枚につき 10 円
その他	閲覧	無料
	写しの交付	その他の方法により写しを作成する場合は、当該作業に要する費用

備考

- 1 用紙の両面に複写し、又は印刷して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ 1 枚として算定する。
- 2 用紙は、原則として日本産業規格 A 列 3 番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。